資料１－２

ILO 懇談会開催要綱　新旧対照表

新	旧
１　略 ２　メンバー 　最も代表的な労使団体から選ばれた者それぞれ３名並びに厚生労働省からの代表者３名とする。 ３　略 ４　懇談会の運営 （１）　懇談会は、厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）が労使の参集を求めて開催する。 （２）～（４）　略	１　略 ２　メンバー 　最も代表的な労使団体から選ばれた者それぞれ３名並びに原則として厚生労働省国際労働交渉官、大臣官房国際課長及び同課国際労働・協力室長とする。 ３　略 ４　懇談会の運営 （１）　懇談会は、厚生労働省国際労働交渉官が労使の参集を求めて開催する。 （２）～（４）　略